

第5章 子ども・子育て支援法に基づく事業の推進

1 教育・保育給付事業等の推進

(1) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域です。これまで中央市の教育・保育の提供区域については、中央市全域で需給調整を行ってきました。

大規模な宅地開発などによる大きな人口増加は見込まれていないため、人口推計などから、今後のこどもの数については減少傾向であることが推測されます。

加えて、利用者の自宅に近い施設を希望する人が多い半面、就労先の近隣や通勤途中にある施設を希望する人もおり、広域利用に対応するため、これまでどおり中央市全域を1区域とします。また、地域子ども・子育て支援事業についても、同様に中央市全域を1区域とします。

(2) 児童人口の推計

計画期間である令和7年度から令和11年度までの5年間の児童人口の推計値は、0歳児～5歳児、6歳児～11歳児ともに減少傾向となっています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	159	158	159	160	162
1歳	164	164	163	164	165
2歳	188	165	165	164	165
3歳	210	186	163	163	162
4歳	199	209	185	162	162
5歳	206	200	210	186	163
6歳	198	207	201	211	187
7歳	245	197	206	200	210
8歳	254	241	194	203	197
9歳	258	252	239	192	201
10歳	251	257	251	238	191
11歳	273	254	260	254	241
0歳～5歳計	1,126	1,082	1,045	999	979
6歳～11歳計	1,479	1,408	1,351	1,298	1,227
合計	2,605	2,490	2,396	2,297	2,206

(3)教育・保育認定について

平成27年4月より施行された子ども・子育て支援法では、教育・保育給付（施設型給付及び地域型保育給付）を創設し、従来個別に行われていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みを共通化しています。

この結果、各園が安定的に事業を運営することができ、ひいてはこどもの受け皿の確保につながっています。

教育・保育給付を受けるためには、児童の年齢と保護者の就労状況等に応じて、中央市が定める「教育・保育給付認定」を受ける必要があります、その認定区分は次のとおりです。

認定区分	対象年齢	利用目的	保育の必要性	利用先
1号認定	3～5歳	主に教育	低い	幼稚園 認定こども園
2号認定		主に保育	高い	保育所(園) 認定こども園
3号認定	0～2歳			保育所(園) 認定こども園 小規模保育 事業所等

認定区分	内容
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の児童で、教育を希望する場合。 (主な利用先は幼稚園・認定こども園)
2号認定(保育認定)	満3歳以上の児童で、保育の必要性がある場合。 (主な利用先は保育園・認定こども園)
3号認定(保育認定)	満3歳未満の児童で、保育の必要性がある場合。 (主な利用先は保育園・認定こども園・小規模保育事業所等)

※なお、2号・3号認定の場合、保育の必要量によって、さらに「保育標準時間」と「保育短時間」の利用区分に分けられます。

- ・保育標準時間：保護者（両親等）とともに月120時間以上の勤務を想定した保育利用時間で、利用可能時間は11時間。
- ・保育短時間：保護者（両親等）の両方又はいずれかが月48時間以上120時間未満の勤務を想定した保育利用時間で、利用可能時間は8時間。

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 1号認定及び2号認定

【量の見込みと確保量】

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1号認定（3～5）歳	94	90	85	78	74
	2号認定（3～5）歳 ※幼児教育	82	80	75	68	65
	2号認定（3～5）歳 ※保育	408	393	368	338	323
	1号・2号合計	584	563	528	484	462
確保量	1号・2号合計	610	610	610	610	610

(参考)

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3～5歳 推計人口	615	595	558	511	487
1号・2号合計 量の見込み	584	563	528	484	461
教育・保育施設を利用しないと見込まれる人数	31	32	30	27	25

(参考) 第2期計画の実績

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定（3～5）歳	147	137	119	98	84
2号認定（3～5）歳 幼児教育	40	42	40	45	39
2号認定（3～5）歳 保育	539	521	513	491	463
1号・2号合計	726	700	672	634	586

(各年10月1日現在)

令和7年度以降の量の見込みについては、児童人口（3～5歳）の減少にともない、減少傾向にあります。

確保量については、直近の実績を勘案し610人としています。

【確保方策】

令和7年度から11年度までの計画期間中については、量の見込みを確保量が上回っているため、待機児童は発生しないと予想されます。各施設の受け入れ可能人数の維持に努めていきます。

(2) 3号認定

【量の見込みと確保量】

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0歳	64	64	64	65	65
	1歳	113	113	112	113	113
	2歳	134	118	118	118	118
	0歳～2歳合計	311	295	294	296	296
確保量	0歳～2歳合計	311	311	311	311	311

(参考)

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～2歳 推計人口	511	487	487	488	492
3号合計 量の見込み	311	295	294	296	296
保育施設を利用しないと見込まれる人数	200	192	193	192	196

(参考) 第2期計画の実績

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	55	42	37	43	43
1、2歳	271	255	239	240	256
3号合計	326	297	276	283	299

(各年10月1日現在)

量の見込みについては、児童人口（0～2歳）は減少が見込まれますが、保育料無料化などの影響で利用意向が増えることも想定されるため、令和8年度以降はほぼ横ばいを見込んでいます。

確保量については、令和7年度の見込み量を確保することとし311人としています。

【確保方策】

令和7年度から11年度までの計画期間中については、量の見込みを確保量が上回っているため、待機児童は発生しないと予想されますが、保育料無料化によって利用意向が増えることも念頭におき、保育士の拡充など、確保量の維持・拡大に努めていきます。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

【事業の概要】

こども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【量の見込みと確保量】

(単位：施設数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2	2	2	2	2
確保量	2	2	2	2	2

(参考) 第2期計画の実績

(単位：施設数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	1	1	2	2	2

現状では、事業を行っている施設は2か所であり、現時点では増設の予定はないことから、見込み量、確保量ともに2か所としています。

【確保方策】

教育・保育事業や地域子育て支援事業等の円滑な利用環境構築に努めていきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業の概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保量】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	24,683	23,524	23,524	23,572	23,765
確保量	24,683	23,524	23,524	23,572	23,765

(参考) 第2期計画の実績

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	903	1,572	24,256	24,683	24,683

子育ての不安解消など子育て支援に重要な役割を果たす事業のため、今後も事業の充実を図っていく必要があります。確保量はニーズに応えられていることから、見込み量と同数としています。

【確保方策】

今後のニーズに対応するため、実施体制の充実に努めていきます。

(3) 妊婦一般健康診査費助成事業(妊婦健康診査)

【事業の概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込みと確保量】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	279	277	275	275	273
確保量	279	277	275	275	273

(参考) 第2期計画の実績

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	331	326	309	273	276

事業の利用者は年度の妊婦数によって変動があります。対象人口の推計結果から、減少が予測されています。すべての対象者に対して実施する事業のため、量の見込みと同数を確保量としています。

【確保方策】

今後も事業の維持に努め、安心・安全に出産ができるよう、助成事業を継続していきます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業の概要】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込みと確保量】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	160	159	160	161	163
確保量	160	159	160	161	163

(参考) 第2期計画の実績

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	197	203	197	171	153

対象乳児は人口推計からほぼ横ばいとなっています。実施率は100%を基本としていますので、量の見込みと同数を確保量としています。

【確保方策】

社会状況の変化によって、転入してくる乳児が増える可能性もあります。現状の実施体制を維持しながら、ニーズの増加にも対応できる体制を整えるよう努めていきます。

(5) 養育支援訪問事業

【事業の概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【量の見込みと確保量】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	29	28	27	26	25
確保量	29	28	27	26	25

(参考) 第2期計画の実績

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	26	19	25	44	29

対象者数は年度によって変動しますが、養育支援が必要なすべての家庭に訪問を行うことを前提とし、量の見込みと同数を確保量としています。

【確保方策】

今後も適切な養育支援が行えるよう、職員体制の維持に努め、事業の100%の実施を図っていきます。

(6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)

【事業の概要】

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

【量の見込みと確保量】

中央市では、要保護児童の適切な保護又は要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るため、「中央市要保護児童対策地域協議会」を設置しており、関係機関の関係者を委員に任命し、各事項についての協議・活動を行っています。

【確保方策】

令和7年度以降も「中央市要保護児童対策地域協議会」を母体として、ネットワーク機能の強化を図っていきます。

(7) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

【事業の概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業））です。

【量の見込みと確保量】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	21	20	20	19	18
確保量	21	20	20	19	18

(参考) 第2期計画の実績

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	4	0	7	19	20

家庭の状況によって利用者数が大きく変動するため、量の見込みの推計が困難な事業ですが、ニーズに対応できる実施体制の確保に努めます。

【確保方策】

引き続き、必要とする家庭が利用できるよう、児童養護施設等と連携を図っていきます。

(8) ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

【事業の概要】

乳幼児や小学生等がいる子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【量の見込みと確保量】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	240	222	207	211	205
確保量	240	222	207	211	205

(参考) 第2期計画の実績

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	698	863	418	240	240

利用者の状況により、ニーズが大きく変動する事業です。現状では、ニーズに応えられているため、量の見込みと同数を確保量としています。

【確保方策】

確保量の維持のためには、提供会員の確保・拡充が重要となってきます。今後のニーズの変動にも対応できるよう、提供会員の登録拡充に努めていきます。



総合防災公園

(9) 一時預かり事業

【事業の概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所（園）、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

市内の認定こども園では、教育時間終了後や夏期休業時等にこどもを預かる事業として実施しています。

公立保育園では、入所していないこどもが一時的に保育を必要とする場合、こどもを預かる事業として実施しています。

【量の見込みと確保量】

■認定こども園における在園児を対象とした一時預かり (単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4,012	3,882	3,640	3,334	3,177
確保量	4,012	3,882	3,640	3,334	3,177

(参考) 第2期計画の実績 (単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	2,309	5,015	4,249	4,012	4,012

■上記以外の一時預かり (単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	42	41	38	35	33
確保量	42	41	38	35	33

(参考) 第2期計画の実績 (単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	80	29	22	42	42

量の見込みの推計は減少傾向にあります。現状では、ニーズに応えられていることから、見込み量と同数を確保量としています。

【確保方策】

量の見込みの推計は減少傾向にありますが、育児負担の軽減を望むニーズが高いことから、認定こども園における一時預かりの利用が増加する可能性もあります。今後もニーズに対応できる実施体制の維持・確保に努めていきます。

(10) 延長保育事業

【事業の概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【量の見込みと確保量】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,988	2,871	2,773	2,651	2,598
確保量	2,988	2,871	2,773	2,651	2,598

(参考) 第2期計画の実績

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	4,518	3,859	3,381	2,988	2,988

現在、延長保育は市内教育・保育施設の全園で実施しています。

令和7年度以降の量の見込みは、児童数の減少に伴って減少傾向となることが見込まれます。

【確保方策】

現状は利用希望者のニーズに応えることができていますが、今後、保護者の就労状況などによっては、延長保育のニーズが高くなる可能性があります。今後も利用ニーズに対応できるよう、受け入れ体制の維持、確保に努めていきます。

(11) 病児保育事業

【事業の概要】

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育する事業です。

【量の見込みと確保量】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	396	380	367	351	344
確保量	396	380	367	351	344

(参考) 第2期計画の実績

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	124	162	149	267	325

令和7年度以降の量の見込みは、児童数の減少に伴って減少傾向となることが見込まれます。確保量は量の見込みと同数としています。

【確保方策】

県内での広域利用を確保量の前提としています。利用できる施設の情報提供を行うとともに、利用者が使いやすい体制の整備とニーズへの対応を図っていきます。

(12) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

【事業の概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込みと確保量】

■低学年（1年生～3年生）

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	472	448	427	448	445
確保量	472	472	472	472	472

(参考) 第2期計画の実績

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	433	449	433	450	461

■高学年（4年生～6年生）

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	189	196	206	200	198
確保量	189	196	206	206	206

(参考) 第2期計画の実績

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	130	141	152	166	177

低学年に関しては、概ね減少が見込まれていますが、高学年に関しては、近年の利用希望の増により一定の増加が見込まれています。

【確保方策】

児童人口は減少傾向にありますが、保護者の就労状況や社会環境により放課後児童健全育成事業のニーズがさらに高まっていくことが予想されますので、学校の余裕教室等の利用や放課後児童支援員の確保に努めていきます。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業の概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用（日用品費等¹）及び、私学助成幼稚園（新制度未移行幼稚園）に対して保護者が払うべき副食の提供に要する費用（副食費²）を助成する事業です。

【量の見込みと確保量】

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保量	1	1	1	1	1

（参考）第2期計画の実績

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	2	2	1	1	1

対象者数は年度によって変動する可能性がありますが、給付が必要なすべての世帯に対応することを前提とし、量の見込みと同数の確保量としています。

【確保方策】

今後も適切に給付を行えるよう、実施体制の維持・確保に努めます。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業の概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

本市においては、当事業について実施の見込みがなく、必要に応じて検討します。

¹ 生活保護世帯等に属する子どもの日用品費が対象

² 年収360万円未満相当の世帯に属する子ども又は、小学3年生までのきょうだいに対して3子目以降の子どもの副食費が対象

(15) 子育て世帯訪問支援事業

【事業の概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

【量の見込みと確保量】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	186	180	174	169	163
確保量	186	180	174	169	163

令和7年度以降の量の見込みは、児童数の減少に伴って減少傾向となることが見込まれます。確保量は量の見込みと同数としています。

【確保方策】

利用ニーズに対応できるよう、実施体制の維持、確保に努めていきます。

(16) 児童育成支援拠点事業

【事業の概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

令和6年度時点で本市において未実施の事業ですが、実施に向けて調査研究を行いつつ、必要に応じて計画を見直すこととします。

(17) 親子関係形成支援事業

【事業の概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

令和6年度時点で本市において未実施の事業ですが、実施に向けて調査研究を行いつつ、必要に応じて計画を見直すこととします。

(18) 妊婦等包括相談支援事業

【事業の概要】

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。

【量の見込みと確保量】

(単位：回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	434	432	434	437	443
確保量	434	432	434	437	443

令和7年度以降の量の見込みは、ほぼ横ばいとなることが見込まれます。確保量は量の見込みと同数としています。

【確保方策】

利用ニーズに対応できるよう、実施体制の維持、確保に努めていきます。

(19) 乳児等通園支援事業

【事業の概要】

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。

【量の見込みと確保量】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	36	36	96	84
確保量	0	36	36	96	84

今後の国の動向を注視しながら令和8年度からの実施に向けて取り組んでいきます。

【確保方策】

利用ニーズに対応できるよう、実施体制の整備、確保に努めていきます。

(20) 産後ケア事業

【事業の概要】

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。

【量の見込みと確保量】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	39	39	39	39	40
確保量	39	39	39	39	40

令和7年度以降の量の見込みは、ほぼ横ばいとなることが見込まれます。確保量は量の見込みと同数としています。

【確保方策】

県事業と連携しながら利用ニーズに対応できるよう、実施体制の維持、確保に努めていきます。